

# 要配慮者利用施設避難確保計画 講習会プロジェクトについて

---



# 要配慮者利用施設避難確保計画講習会プロジェクトについて

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

平成29年6月20日  
国土交通省

平成27年9月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成28年8月、台風10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

**○平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数）**

**○避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年協議会等の場において進捗状況を確認。**

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

**背景**

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

**「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築**

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめた。

**(1) 水防法に基づく協議会の設置**

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめる

**(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組**

**① 情報伝達、避難計画等に関する事項**

- ・水害対応タイムラインの作成促進、国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
- ・要配慮者利用施設における避難確保、平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施、等

**② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項**

- ・浸水被害等の発生、平成29年度中に、協議会において各構成員が既にある浸水被害等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進、平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手、等

**(3) 的確な水防活動のための取組**

**① 水防体制の強化に関する事項**

- ・重要水防所の共同点検、毎年、出水期に重要水防所と水防備後等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実、水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施、等

**② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項**

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達、各施設関係者に対する洪水時の情報伝達・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実、洪水発生、非常事態発生の際には各施設関係者において、組織的対応のうえ、実施状況については協議会に共有

**(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組**

- ・排水施設等の運用改善、平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定、浸水被害想定地区の指定にあたっては、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 都道府県管理河川共通

**水防法に基づく協議会の設置**

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめる

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会を設置し、水防法に基づく協議会へ移行し、地域の取組方針を策定し、策定内容を共有	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて地域の取組方針の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		

**協議会での取組事項**

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ② 水害対応タイムラインの作成・改善
- ③ 住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④ 近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤ 水防に関する広報・連絡体制の整備
- ⑥ 堤防上で水防活動のスペースを確保するための調整、等

**水害危険性の周知促進**

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ

○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について、関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手	平成32年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川にあり、約2,500河川で水害危険性を周知		

**要配慮者利用施設における避難確保計画への支援**

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施

○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、内務府、消防庁、厚生労働省、農、林、漁業管理事務所を通じて、岩手県、岡山県、兵庫県等のモデル施設において避難確保計画を作成し、その取組状況について進捗確認を行う	平成32年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有		

**防災教育の促進**

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手

○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、内務府、消防庁、厚生労働省、農、林、漁業管理事務所を通じて、岩手県、岡山県、兵庫県等のモデル施設において避難確保計画を作成し、その取組状況について進捗確認を行う	平成32年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有		

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さま

国土交通省

## 水害に対する 施設利用者の命を守るための義務 果たしていますか？

### 被災事例

平成 28 年の台風 10 号により、岩手県岩泉町を流れる小本川が氾濫し、沿川のグループホームの利用者 9 名が死亡。



### 被害の教訓

- 要配慮者利用施設の管理者が避難行動開始の判断ができなかった。  
⇒施設管理者が『避難準備情報』の意味を理解していなかった。  
⇒洪水に対する避難計画がなかったため、具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。

避難計画  
義務化

水防法の改正  
平成 29 年 6 月

避難訓練  
義務化

### 施設独自の避難の判断基準の設定

- ある特別養護老人ホームでは、市役所と協力して施設前の護岸に水位ラインを引いて、災害対策本部を設置する水位（警戒水位）と避難行動を開始する水位（避難判断水位）を独自に設定していました。  
⇒平成 25 年秋田・岩手豪雨では、この水位標を基準に避難行動を開始した結果、施設利用者全員が無事に避難できました。



### 中学校と施設の連携訓練

- 秋田県のある中学校と社会福祉施設では、岩手県岩泉町の被害教訓を踏まえ、中学校と施設が互いに避難経路などを事前に確認していました。  
⇒平成 29 年大雨時の午前 4 時半頃、避難指示（緊急）が発令され、集まった職員と生徒十数人が避難所運営を行いました。  
⇒約 1 キロ離れた福祉施設の入所者 70 人も避難しました。寝たきりの入所者も多かったですが、ホームの職員約 20 人が何度も往復搬送し、混乱はありませんでした。

### 被害回避の取組事例

「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会」の開催について  
施設利用者の命を守る「避難確保計画」

## 「作成ポイントがわかる講習会」

時間・人手・知識・ノウハウがない。  
地震・火災の避難計画があるので活用したい。  
作成方法がわからない・・・

参加無料

水防法が改正（平成 29 年 6 月 19 日施行）され、河川の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務化されました。  
多忙な施設管理者様、作成担当者様のご負担を軽減し、計画の作成から市町村への提出終了まで支援します。

前期講習会

日時

会場

①計画作成方法におけるポイントを説明します。

- ◇地域の気象特性など
- ◇法律で定められた記載内容
  - ・総括班、情報収集班、避難誘導班の役割分担 など
- ◇計画の様式を活用した作成方法
  - ・地震や火災の既往計画の活用方法 など

質問窓口を設置  
※質問窓口は右下【問合せ先】となります

②持ち帰って、施設関係者で検討・作成して下さい。

講習会で聞いたけど、どうしたらよいかわからない…  
施設で個別に検討

後期講習会

日時

会場

③作成した計画内容の充実を図ります。

- ◇各施設において工夫した知恵の共有
  - ・避難誘導における組織体制の工夫
- ◇施設単独で解決できない問題
  - ・周辺地域における連携方法 など

参加者全員で共有

質問窓口を設置  
※質問窓口は右下【問合せ先】となります

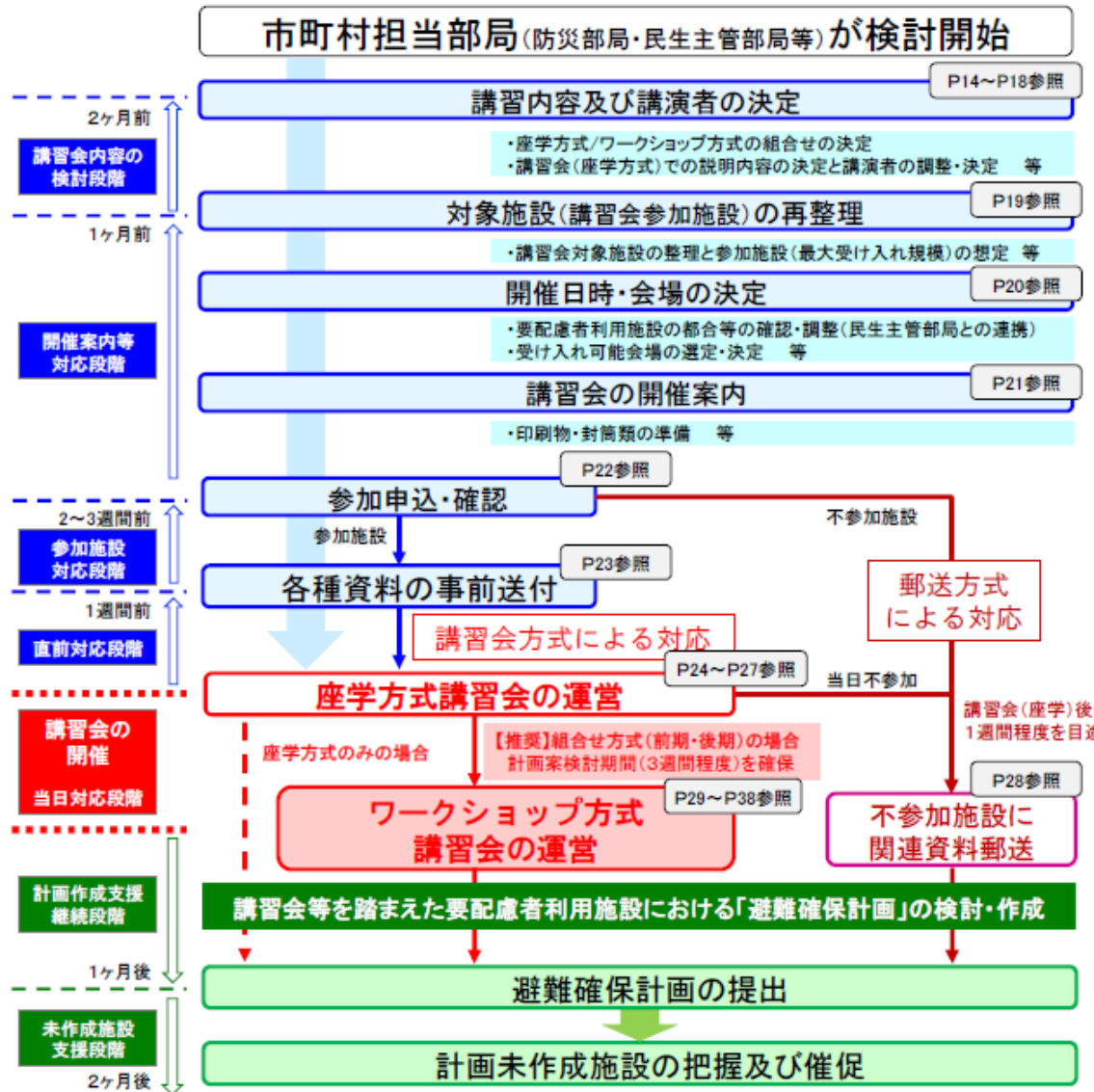
④施設関係者で、再度計画の内容を検討して下さい。

⑤計画を作成後、市町村へ提出します。

【主催】

【問合せ先】

事前準備段階（青字） | 当日対応段階（赤字） | 開催後の支援段階（緑字）



～直近の流れ～

- 内容の打合せ
- ↓
- 対象施設の選定
- ↓
- 開催日、会場の決定
- ↓
- 開催前の打合せ

平成 31(2019)年 2月 21日(木) 山形新聞 3面

取扱注意

